

議案第49号

加西市水道事業給水条例及び加西市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市水道事業給水条例及び加西市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

加西市長 西村 和平

加西市水道事業給水条例及び加西市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

(加西市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 加西市水道事業給水条例（昭和42年加西市条例第87号）の一部を次のように改正する。

第34条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 指定工事業者証更新手数料

第38条第1項中「第4条」を「第6条」に改める。

別表中「

指定工事業者証交付手数料	1件につき	40,000円
指定工事業者証再交付手数料	1件につき	5,000円

」を

「

指定工事業者証交付手数料	1件につき	10,000円
指定工事業者証更新手数料	1件につき	10,000円

」に改める。

(加西市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正)

第2条 加西市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成24年加西市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第4条第1項」を「第5条第1項」に改める。

第4条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(審議資料)

水道法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 92 号）が公布され、工事を適正に行うための資質の保持や、実態との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定に係る更新制が導入されたことに伴い、指定工事業者証更新手数料を定めるとともに、現行の指定工事業者証交付手数料を引き下げるほか、所要の改正を行うもの。

【概要】

区分	現行	改正案
指定工事業者証交付手数料	40,000 円	10,000 円
指定工事業者証更新手数料	—	10,000 円
指定工事業者証再交付手数料	5,000 円	300 円